

あずかり保育事業利用申請書 記入上の注意

- (1) ボールペン又はインクで記入もれのないようにすること。（消せるボールペンは使用しない。）
- (2) 年齢は利用希望日時点の年齢を記入すること。
- (3) 障がい者手帳等の有無について該当する□に✓を付けてください。
- (4) 園児の心身状況等について、気になることや支援員に伝えておきたいことがあれば記入してください。
- (5) 申請する年度の学年（4月1日現在）を記入すること。
- (6) この利用申請は、年度ごとの申請になります。利用希望期間は最大で年度末（3月31日）までとなります。
- (7) 家族欄は、園児と同世帯（同居や同一敷地内）の家族について、利用申請対象園児を除いて記入すること。
- (8) 勤務先は支店等詳しく記入すること。電話番号は昼間に連絡の取れる実際の勤務地・携帯等を記入すること。
- (9) 同世帯でない祖父母の現況について該当に○を記入すること。就労については、祖父母のうち1人でも就労している場合、「している」に○を記入すること。
- (10) 生活保護の状況について該当に○を記入すること。
- (11) 利用を希望する理由欄は、該当に○をし、2の場合は、理由を詳しく記入すること。



利用の基準及び提出書類

- (1) 市内に住所を有すること。
- (2) 市内幼稚園に在籍していること。
- (3) 保護者等の就労、疾病などの理由により、昼間家庭で保育を受けられないこと。（下記表参照）
※ 同居や同一敷地内の親族などで園児の面倒をみる方がある場合は、利用できません。
祖父母等同居者の状況を詳しく記入してください。
- (4) 過去にあずかり保育・学童保育事業を利用していた世帯で、利用料等に未納がある場合、納付が確認されるまで利用審査を保留します。速やかにお支払いください。
- (5) 利用許可後であっても以下に該当する場合は、利用許可を取り消す場合があります。
 - ① 保護者が利用料等を3か月以上滞納したとき
 - ② 利用決定後3月分までの利用料が未納のとき
 - ③ 申請内容が事実と反したものであることが判明したとき
 - ④ 園児の集団における見守りが著しく困難であると認められたとき
 - ⑤ その他、教育委員会が利用が適当でないと認めたとき

基 準	内 容	証明・ 確認書類	証明・ 確認者
①居宅外労働	父・母など保護者が、昼間家庭の外での仕事のため園児の保育ができない場合	就労証明	事業主
家庭内労働	父・母など保護者が、昼間家庭で園児と離れて家事以外の仕事のため園児の保育ができない場合 (内職・自営(自宅外自営・親族経営等を含む) など)		民生委員 または 委託業者
②妊娠出産	妊娠中または出産後間がなく園児の保育ができない場合 (利用希望が産予定日の前後8週間に限る)	母子手帳(写) 氏名と 出産予定日ページ	
③保護者が学校 に在学中	保護者が学校に在学中で園児の保育ができない場合	在学証明書 入学予定の場合は合格通知等	学校
④保護者が病気	父母など保護者が病気のため園児の保育ができない場合	診断書	病院
⑤保護者に障がいがある場合	父母など保護者が心身に障がいがあるため児童の保育ができない場合	障がい者手帳(写) または 診断書	病院等
⑥保護者が家族を 介護・看護している場合	父母など保護者が、病気や障がいのある家族の介護等をしており、園児の保育ができない場合	介護等が必要であると分かる書類 (診断書・介護保険証の写し等)	民生委員 または 病院等
⑦保護者が求職中	保護者が求職活動中で園児の保育ができない場合 (求職中の利用は、3か月間)	求職受付票の写し等	公共職業安定所
⑧家庭の被災復旧	火災・風水害・地震などにより家屋を失ったり、破損したため、復旧の間園児の保育ができない場合	災害証明書	消防署・市役所 または 民生委員

〈 問い合わせ先 〉

宍粟市教育委員会事務局 こども未来課

〒671-2593 宍粟市山崎町中広瀬133番地 6 (市役所庁舎4階)

TEL 0790-63-3114 FAX 0790-62-0065